

# 企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：パキスタン国自動車産業振興に係る情報収集・確認調査（QCBS）

案件番号：19a01176

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

2020年3月4日

独立行政法人国際協力機構

調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2020年3月4日（水）

### 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：パキスタン国自動車産業振興に係る情報収集・確認調査（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：  
成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年5月～2021年4月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

### 4. 窓口

#### 【選定手続き窓口】

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

電子メール宛先：prtm1@jica.go.jp

担当者：調達部契約第一課 三義 望 Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

#### 【事業実施担当部】

南アジア部 南アジア第二課

## 5. 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日。ただし、競争参加資格確認を事前に行う場合は資格確認申請書の提出締切日。以下同じ。）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

#### 1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

**（５）競争参加資格要件の確認**

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

**6. 説明書に対する質問・回答及び説明書の変更**

**（１）質問提出期限**

2020年3月18日（水） 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

**（２）提出先・場所**

上記4. 窓口のとおり（[prtml@jica.go.jp](mailto:prtml@jica.go.jp)宛、CC: 担当者アドレス [Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp](mailto:Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp)）

注1）原則、電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

**（３）回答方法**

質問受領後、原則として3営業日以内に当機構ホームページ上に行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

**（４）説明書の変更**

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

**7. プロポーザル等の提出**

（１）提出期限：2020年3月27日（金） 12時

（２）提出方法：郵送又は持参

注1）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注2）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記4. 窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部  
見積書 正1部 写 1部

注) 見積書はその内訳書とともに密封してください。

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点をそれぞれ技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

### 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格と

します。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## 2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、小数点第2位まで計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

## 3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

## (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2020年4月16日（木） 15時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 208号会議室

➤ 参加される方は身分証明書をお持ちください。会場の収容人数に比較して、参加希望者が多数となる場合は、競争参加関係者を優先します。

## (4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を 2020年4月21（火）までに各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- 1) 競争参加者の名称
- 2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点（該当する場合）

- 3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

- 1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

- 2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

- 3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

### (3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

### (4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイトに契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 12. その他留意事項

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情

報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来てください。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 1. 調査の背景

パキスタン・イスラム共和国（以下「パキスタン」という。）の製造業は、GDP全体の17%を占めており、2017/2018年度（7月～6月）の製造業における国内付加価値は4.9%で成長している（世界銀行 2019年<sup>1</sup>）。製造業の進化は、一般的には一国の経済成長の上で、雇用吸収、人材の高度化、輸出による外貨獲得といった点で重要な意味を持つが、パキスタンのそれは遅延しており、一人当たりの製造業における付加価値は2,864米ドルと隣国インド(6,635米ドル)の約半分に留まっている(世界銀行 2019年)<sup>2</sup>。

そのため、パキスタン政府は製造業全体を成長させるための1つの産業として、裾野が広く経済波及効果が比較的高い自動車産業の振興を目指している。2016年に策定された自動車開発政策(Automotive Development Policy(ADP))では、2021年度までに自動四輪乗用車と自動二・三輪車の年間国内新車生産台数をそれぞれ429千台と2.5百万台にするという目標を掲げている(Engineering Development Board 2016年)<sup>3</sup>。ADPは、先行するAutomotive Industry Development Programme (AIDP) 2007-2012を継承し、部品調達及び完成車組立の現地化を奨励するための輸入関税体系を軸としつつ、完成車メーカーの新規進出に対する優遇関税を新たに打ち出している。これに応じ、欧州・韓国・中国等の完成車メーカー数社が新規進出を表明するに至っている(JETRO 2019年)<sup>4</sup>。

<sup>1</sup> World Bank (2019) Industry (including construction), value added (% of GDP), World Bank Open Data, <https://data.worldbank.org/indicator/NV.IND.TOTL.ZS> (Accessed: 23 December 2019)

<sup>2</sup> World Bank (2019) Industry (including construction), value added per worker (constant 2010 US\$), World Bank Open Data, <https://data.worldbank.org/indicator/NV.IND.EMPL.KD> (Accessed: 23 December 2019)

<sup>3</sup> EDB, MIP and GoP (2016) Automotive Development Policy (ADP) 2016-2021, Islamabad: Engineering Development Board, Ministry of Industries and Production and Government of Pakistan, <http://www.engineeringpakistan.com/ADP%202016latest.pdf> (Accessed: 25 February 2020)

<sup>4</sup> JETRO (2019) パキスタン自動車市場調査, Tokyo: Japan External Trade Organization, [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/01/1bca5aa4c0d86d4d/20190005.p](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/1bca5aa4c0d86d4d/20190005.p)

一方、ADPは流通慣行の是正や品質・安全・環境規制の導入も謳っているものの、これらに関する具体的な施策の決定・施行は十分に進んでいない。さらに、現政権は2019年に入ってから電気自動車普及に向けて目標を掲げようとしている(Pakistan Automotive Manufacturers Association (PAMA) 2019年)<sup>5</sup>。

日系自動車メーカーは1980年代からパキスタン市場に進出しており、新車販売台数のシェアも高い。パキスタン自動車工業会(PAMA)統計データによると2018/2019年度においては自動四輪車の新車販売台数シェアを日系三社(スズキ・トヨタ・日産)がほぼ100%を占めており、自動二・三輪車においてもホンダが63%のシェアを占めている(PAMA 2019年)<sup>6</sup>。パキスタンは人口2億人超を抱えており、若年層比率も高いため、今後の人口及び所得の拡大余地が大きい有望市場である(世界銀行 2019年)<sup>7</sup>。また、パキスタンの製造業に従事する人の平均給与はインドネシア・ベトナム・フィリピン等と比較して安い(JETRO 2019年)<sup>8</sup>。このような理由から日系自動車メーカーにとってパキスタンは新車の販売市場・生産環境として今後重要な国となる可能性が高い。

一方で、パキスタン国内の新車販売・生産台数は歴史的に浮沈を繰り返している。2014/15年度以降は増加傾向にあったものの、2018/2019年度における自動四輪乗用車と自動二・三輪車の年間国内新車生産台数はそれぞれ209千台と1.78百万台に留まっている。さらに2019/2020年度には、ルピー通貨安に起因する部品輸入コストの上昇に伴い新車販売価格が高騰、さらに自動車販売に対する新規課税や購入資金源確認制度が導入されたこともあって、乗用車販売が前年同月比で4~5割減と急速に冷え込んでおり、完成車メーカー各社は大幅な生産調整を余儀なくされている。こうした状況において、ADPの目標達成は相当に困難であるこ

---

df (Accessed: 23 December 2019)

<sup>5</sup> Pakistan Automotive Manufacturers Association (2019) Monthly Production & Sales of Vehicles, PAMA Statistical Information, <http://pama.org.pk/statistical-information/sales-production/monthly-sales-production> (Accessed: 23 December 2019)

<sup>6</sup> Pakistan Automotive Manufacturers Association (2019) Monthly Production & Sales of Vehicles, PAMA Statistical Information, <http://pama.org.pk/statistical-information/sales-production/monthly-sales-production> (Accessed: 23 December 2019)

<sup>7</sup> World Bank (2019) Population, total, World Bank Open Data, <https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL> (Accessed: 23 December 2019)

<sup>8</sup> JETRO (2019) 2019年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査, Tokyo: Japan External Trade Organization, <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2019/01/962bd5486c455256.html> (Accessed: 23 December 2019)

とが予想されている(世界銀行 2019年)<sup>9</sup>。

JICAはこれまで、「自動車産業振興政策策定プロジェクト」(2011年度)、「自動車産業振興アドバイザー(Ⅰ)」(2012～2014年度)、「同(Ⅱ)」(2015～2017年度)、「同(Ⅲ)」(2017～2019年度)、「車両保安及び排ガス基準策定アドバイザー」(2016～2017年度)、「自動車部品中小企業技術力強化」(2012～2013年度)、「自動車部品製造技術移転プロジェクト」(2015～2019年度)、「産業セクターにおけるエネルギー管理プロジェクト」(2014～2017年度)といった技術協力を実施してきた。しかしながら、実効性の高い政策の形成・実施、関係機関の間で調和のとれた施策推進体制の構築、裾野産業の育成・強化といった面ではさらに強化が必要である。これらの強化に向けて、自動車産業振興のために必要な施策体系と推進体制を包括的に再検証し、これに基づいて、今後の協力アプローチを再構築することが必要となっている。

本調査では、これらの状況や現行ADPが2021年度に終了することも踏まえ、パキスタン政府の次期自動車産業政策及びその推進体制の検討に資するための調査・分析とパキスタン政府への提言を行うとともに、今後のJICAによる協力の方向性を検討するものである。

## 2. 調査の目的

パキスタンの次期自動車産業振興政策の策定に向けて、パキスタンの自動車産業の将来像・構造及び関連政策、並びに関係機関の現状・課題を第三国及び日本の事例とも比較対照した上で分析・整理する。それにより、包括的で実効性の高い政策枠組み、及び、かかる政策推進のための組織体制に関する提言をパキスタン政府・JICA双方に行い、今後の自動車産業振興に関するJICAの協力の方向性を検討することを目的とする。

## 3. 対象地域

パキスタン国イスラマバード首都圏、シンド州及びパンジャブ州

## 4. 調査の範囲

本調査は、「2. 調査の目的」を達成するために、「5. 調査方針及び留意事項」を踏まえ、「6. 調査の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

---

<sup>9</sup> World Bank (2019) Global Economic Monitor(GEM) Exchange rate, New LCU per USD extended backward, period average, , [https://databank.worldbank.org/source/global-economic-monitor-\(gem\)](https://databank.worldbank.org/source/global-economic-monitor-(gem)) (Accessed: 15 January 2020)

## 5. 調査方針及び留意事項

### (1) 本調査における「自動車」の定義

本調査における「自動車」とは次世代自動車（電気自動車・ハイブリット等（経済産業省 2017年）を含む自動四輪車（乗用車、軽商用車、重商用車（トラック及びバス））及び自動二・三輪車を指す。

### (2) 自動車産業関連政策及び関係機関

自動車産業に関連する政策課題及びそれらの関係機関は、例えばパキスタンにおいては以下のとおり、多岐にわたる。本調査では、パキスタンのこれら政策課題について、第三国及び日本事例も踏まえつつ、自動車市場・産業に対する実効性も勘案した上、包括的な施策体系及び推進体制にかかる調査・分析と提言をパキスタン政府・JICA双方に行うこと。また、これらパキスタンの関係機関の状況については、情報共有・連携体制についても確認するとともに、連携の障壁があるとすれば、その状況と原因、解決策についても分析・提案すること。また、他に調査が必要と考えられる機関があれば、提案すること。

- 自動車産業政策全般：工業・生産省（Ministry of Industries and Production）工業開発局（Engineering Development Board）
- 業界団体：パキスタン自動車工業会（Pakistan Automobile Manufacturers Association）、パキスタン自動車部品工業会（Pakistan Association of Automotive Parts & Accessories Manufacturers）
- 裾野産業育成：工業・生産省中小企業庁（Small and Medium Enterprise Development Authority）、シンド州工業局（Government of Sindh Industries and Commerce department）、パンジャブ州工業局（Government of The Punjab Industries, Commerce, Investment and Skills Development Department）
- 投資誘致策：連邦投資庁（Board of Investment）、シンド州投資局（Board of Investment）、パンジャブ州投資貿易庁（Punjab Board of Investment and Trade）
- 関税政策：商務・繊維省（Ministry of Commerce and Textile）
- 税制（関税を除く）：財務省（Ministry of Finance）連邦歳入庁（Federal Board of Revenues）、パンジャブ州歳入局（Punjab Revenue Authority）、シンド州歳入局（Sindh Revenue Board）
- 金融政策（企業融資、外貨規制等）：財務省、パキスタン国立銀行（State Bank of Pakistan）
- 車両基準・規格（品質・安全規制）：科学技術省（Ministry of Science and Technology）標準・品質管理庁（Pakistan Standards and Quality Control Authority）、各州政府交通局
- 環境規制：気候変動省（Ministry of Climate Change）

- 産業人材：労働省(Ministry of Labour, Manpower and Overseas Pakistanis)、 National Vocational and Technical Education Commission(NAVTEC)

(3) パキスタン連邦政府と州政府の分掌、州間の比較

上記5.(2)に関連し、パキスタンでは施策分野・項目により、連邦政府が主として所管する場合、州政府が主として所管する場合、または両者の調整・連携を要する場合がある。本調査においては、これらの連邦・州間の分掌及び州間の政策・制度の差異、連邦・州間の連携・調整の実態にも留意して、施策体系及び組織体制に関する整理を行うこと。

(4) 第三国及び日本の自動車新興事例に係る情報収集・分析

本調査における第三国事例としては、中国、インド、タイ、マレーシア、メキシコ、トルコ等の新興国から3ないし4か国程度を選び、日本も含めて文献調査及びインタビュー等を通じて情報収集・分析を行う。その際、必要に応じて1か国において第三国現地調査を行うこと。

(5) 効率的な調査の実施

パキスタン、第三国及び日本の自動車市場・産業については、「1. 調査の背景」にあるJICAの過去の協力事業の報告書等、既存の文献・資料・データが多く存在することから、本調査においては、まずこれらの既存の資料・情報を十分に研究、整理すること。これにより、現地調査及び第三国調査にあたり既存の資料・情報との重複を避け、焦点を絞り込んだ効率的な調査を計画、実施すること。また、パキスタン政府当局や日本側関係者（ジェトロ、日系商工会、個別企業）との間でも、様々な機会において情報・意見交換が行われているほか、JICAが実施している「投資環境整備セクタープログラム形成にかかる情報収集・確認調査」、「投資環境整備アドバイザー」及び「貿易促進アドバイザー」等の関係者から聴取を行うことで、効率的に情報収集を行うよう努めること。

(6) ステークホルダーとの協議・意見交換による多面的な検証

本調査において政策枠組み及び推進体制を整理、ステークホルダーへの提言をするにあたり、その内容が実態に即した効果的なものとなるよう、関係政府機関や民間企業・団体（工業会、日本商工会等）等との協議・意見交換を緊密に行い、市場・産業への影響や、政策形成・施行上の留意事項及び検討課題を、各ステークホルダーの様々な観点から多面的に検証すること。

(7) 実効性の高い提言の立案

前述したとおり、過去に「自動車産業振興政策策定プロジェクト」（2011年度）等のパキスタン自動車産業振興への網羅的な調査・支援を実施している。本調査ではより実行性の高い支援を検討するため、パキスタンにおいて策定された政策の実行主体・プロセス及び課題について次期JICAの支援案策定時に留意すること。

(8) JICAの次期自動車産業振興に係る支援案の検討

本調査結果から得られたパキスタン自動車産業の振興支援についてJICAが実施するにあたり、想定される支援案を考案すること。また、想定されるJICAの支援案は技術協力による支援、有償資金協力による支援等に支援スキーム毎で提示すること。また、本調査は、当該分野の協力に向けた対象国の現状把握や、協力方針や方策の検討の基礎となる情報収集・分析を実施するものであり、対象国の要請に基づく調査ではない。調査に際して、対象国政府関係機関、産業団体等に対してJICAの支援を確約するものであるとの誤解を与えないよう説明等に留意すること。

## 6. 調査の内容

以下にJICAが想定する業務を記載する。コンサルタントは、これら以外により効果的に本業務の目的を達成する方法があれば、プロポーザルにて提案すること。

### (1) 国際的な自動車産業動向

- (ア) 地域別・カテゴリー別の販売・生産台数
- (イ) 製品・技術トレンド、主要完成車メーカーの製品・技術戦略
- (ウ) 南アジアにおける自動車のバリューチェーンの状況
- (エ) 国際的な自動車生産に係る国際法体系や各種制度の状況
- (オ) 安全・環境基準及び国際相互認証にかかる自動車基準調和世界フォーラム（WP29）の最新動向

### (2) パキスタンにおける自動車産業振興にかかる現状と課題

#### ① パキスタン自動車市場・産業

- (ア) 完成車の国内販売・国内生産・輸入台数（カテゴリー別）、自動車部品及び関連製品（タイヤ、アクセサリ類等）の輸入・輸出額
- (イ) 国内における外資系自動車メーカーのシェア、売上高、サプライチェーン
- (ウ) 国内完成車市場における販売慣行（マーケティング、流通、支払、納品、割賦やローンの利用状況、中古車市場など）
- (エ) 完成車及び部品製造企業数、主要企業の事業内容及び事業規模（売上高、従業員数、市場シェア、財務状況、設備状況等）
- (オ) 部品のうち、輸入品・国産品の内訳、輸入部品の変遷等
- (カ) 完成車における品質、品質における課題、外資系メーカーとの品質管理における差異
- (キ) 部品製造企業における使用設備の状況
- (ク) 完成車及び部品製造企業に係る財務状況、及び設備投資に係る金融市場・資金調達方法及び課題
- (ケ) 現地製造部品の採用状況及び課題、部品毎の今後の現地調達化の可能性
- (コ) 中古車市場の状況（台数、輸入先等）

- (サ)電気自動車の販売・利用状況（充電方法を含む）
- (シ)労働市場の状況（雇用者数（職位、学歴別）、労働者の能力、職業訓練校及び企業内学校等）
- (ス)労働者育成に係る教育機関のプログラム・就学数・卒業後のキャリア等
- (セ)日系自動車メーカーからのヒアリングを通じた管理職及び従業員における課題・育成方針
- ② パキスタンにおける自動車産業政策及び組織体制
  - (ア)パキスタンにおける自動車産業政策の変遷
  - (イ)現行の自動車産業政策（ADP: Automotive Development Policy 2016-21）の内容、政策決定プロセス及び施行組織体制、施行状況、自動車市場・産業への影響
  - (ウ)自動車市場・産業へ影響を与えるその他の施策の内容、所管機関及び自動車市場・産業への影響
  - (エ)自動車に係る関連税制の確認（関税、付加価値税、法人税等）
  - (オ)自動車に係る安全規格・環境規制（規格整備状況）
- (3) 第三国の自動車市場・産業
  - ① 完成車市場・産業
    - (ア)カテゴリー別完成車の国内販売、国内生産、輸出、輸入の推移
    - (イ)完成車国内市場における購買行動への影響要因、国内需要喚起や消費者保護のための施策及び施策実施体制と市場・産業への影響
    - (ウ)完成車輸出の有無、輸出を行っている場合は仕向地・車種、輸出の成功または阻害要因、輸出促進のための施策及び施策実施体制と市場・産業への影響
    - (エ)主要完成車メーカーの国内販売、国内生産、輸出台数及び生産能力の推移、ならびに完成車メーカー（現地資本及び外資）による投資促進のための施策及び施策実施体制と市場・産業への影響
    - (オ)自動車産業の発展に係る変遷（振興政策、メーカーの進出経緯、部品製造業の進出・設立、サプライチェーンの発展等）及び成功の要員分析
    - (カ)自動車産業振興に係る、JICAを含む援助機関の支援及び第三国政府の役割
    - (キ)労働市場の状況（雇用者数（職位、学歴別）、労働者の能力、職業訓練校及び企業内学校等）
  - ② 自動車部品及び関連製品市場・産業
    - (ア)自動車部品及び関連製品のグローバルサプライチェーンにおける当該国の位置づけ・役割
    - (イ)自動車部品及び関連製品の国内生産、国内出荷、輸入及び輸出の推移
    - (ウ)主要な外資自動車部品及び関連製品メーカーによる事業進出・投資の

推移、投資意思決定の主な基準・要因、外資自動車部品及び関連製品メーカーによる投資促進のための施策及び施策実施体制と市場・産業への影響

(エ) 主要な現地資本自動車部品及び関連製品メーカーの市場参入（完成車メーカーによる調達、国内アフターマーケット向け販売、輸出等）の推移、市場参入の成功または阻害要因、現地資本自動車部品及び関連製品メーカーによる市場参入促進のための施策及び施策実施体制と市場・産業への影響

③ 自動車に関わる基準・規格(第三国及び日本)

(ア) 安全にかかる基準・規格及び関連法規、規格の整備状況、製品認証・検査のプロセス及び組織体制、市場監視体制、市場規制の執行状況及び組織体制

(イ) 環境対策にかかる基準・規格及び関連法規、製品認証・検査のプロセス及び組織体制、市場規制の執行状況及び組織体制

(ウ) 次世代技術（電気自動車、自動運転等）にかかる基準・規格検討の動向

④ 第三国及び日本における自動車産業関連政策のまとめ

(ア) 自動車産業関連政策の全体像と変遷

(イ) 自動車産業関連政策決定及び施行に係るプロセス及び組織体制

(ウ) 自動車に係る関連税制の確認（関税、付加価値税、法人税等）

(エ) 自動車市場・産業の発展にとって効果的であったと思われる政策と促進要因

(オ) 自動車市場・産業の発展にとって効果的でなかったと思われる政策と阻害要因

(4) パキスタンにおける外国投資状況及び企業の投資環境

① 法制度体系及び運用状況、課題

② 各種優遇策の概要と運用状況、課題

(5) パキスタン自動車産業・政策の枠組み及び組織体制に関する提言

(ア) パキスタンの自動車産業が国際的にどのような立ち位置となるべきかに関する将来像

(イ) ADP及びAIDPの自動車産業振興へ寄与した点及び寄与しなかった点

(ウ) より論理的、包括的で実効性の高い政策枠組み、及び、各政策の形成・施行にあたっての留意点・検討課題

(エ) より円滑かつ効果的に政策の形成・執行を行うための組織体制（関係政府機関間の調和・連携、及び、官民間の対話・調整を含む）、及び、かかる組織体制の構築・運用にあたっての留意点・検討課題

(6) 日系自動車メーカーのパキスタン市場における優位性維持への提言

(ア) 今後、日系自動車メーカーがパキスタン市場にて優位性を維持するという観点の元、優先されるべき政策・及びJICAの支援案

- (7) JICAのパキスタン自動車産業振興にかかる協力の方向性に関する提言  
実施可能性・妥当性・有効性・インパクト・持続性の高い取り組み課題、主要な期待成果・活動、協力実施にあたっての必要条件（特にパキスタン政府機関の実施体制と投入）・留意点・検討課題の整理

## 7. 成果品等

### (1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約における成果品は、ファイナルレポート(和文・英文)とする。なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。※なお、本調査はパキスタン政府向けのインセプションレポートの作成は行わず、インテリムレポートを代替とする。発注者向けには別途業務計画書を作成・提出すること。

#### (ア) インテリムレポートⅠ

記載事項：調査の背景、調査の目的、調査の実施方針、調査の内容と実施方法、作業計画、調査団の構成と各団員の担当作業及び作業期間、調査内容(1)(2)及び(3)の調査結果、ファイナルレポート目次案

提出時期：7月初旬

部数：和文5部、英文5部、及び電子データ形式

#### (イ) インテリムレポートⅡ

記載事項：提出時期までに調査内容(4)-(7)をまとめたドラフト・ファイナルレポートの基礎となるもの。主にパキスタン政府における次期自動車産業政策における重要検討事項

#### (ウ) 提出時期：10月下旬

部数：和文5部、英文5部、及び電子データ形式ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果等。また、レポート冒頭に要約をまとめ記載する。

提出時期：12月下旬

部数：和文5部、英文5部、及び電子データ形式

#### (エ) ファイナルレポート

記載事項：ドラフト・ファイナルレポートに対するパキスタン側のコメントを検討の上、必要に応じて修正を行う。JICAと協議し、修正の上最終化・提出する。また、レポート冒頭に要約をまとめ記載する。

提出時期：2021年4月中旬

部数：和文5部、英文5部、及びCD-R3部

### 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

#### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成すること。

[URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：自動車産業振興に係る各種調査

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20ページ以下とする。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照すること。業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載すること。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- ・業務主任者／産業政策（2号）
- ・自動車部品産業（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおり。

#### ① 【業務主任者／産業政策】

- a) 類似業務経験の分野：産業政策策定支援に係る各種調査
- b) 対象国又は同類似地域：パキスタン及びその他途上国

c) 語学能力：英語

② 【業務従事者（自動車部品産業）】

- a) 類似業務経験の分野：主に自動車製造業における部品産業に係る調査
- b) 対象国又は同類似地域：パキスタン及びその他途上国
- c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2020年5月に業務を開始し、2021年4月に最終成果品を JICA に提出することを想定している。

	2020								2021			
	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
第1次 国内調査	[ ]											
第1次 現地調査			[ ]									
第2次 国内調査				[ ]								
第2次 現地調査					[ ]							
第3次 国内調査						[ ]						
第3次 現地調査							[ ]					
第4次 国内調査								[ ]				
第4次 現地調査									[ ]			
第5次 国内調査										[ ]		

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 20.5 人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定しているが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案すること。

- ① 業務主任者／産業政策（2号）
- ② 自動車部品産業（3号）
- ③ 自動車安全・環境規格
- ④ 自動車産業政策

## ⑤ 自動車市場

### (3) 再委託

本件については、現地、国内共に再委託による調査を想定しない。

### (4) 対象国の便宜供与

本調査は JICA の責任において実施するものとなることから、パキスタン関係機関からの特別な便宜供与は想定していない。

### (5) 安全管理

- 1) パキスタン国内ではしばしばテロ対策として携帯電話サービスが停止することから、有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線 LAN 接続可能な携帯電話（スマートフォン）に加え、無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。必要経費は別見積書として計上すること。
- 2) 現地での業務実施に当たっては在パキスタン日本国大使館（必要に応じて、在カラチ日本国総領事館）、JICA パキスタン事務所との逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、パキスタン国内での安全対策については JICA パキスタン事務所安全班の指示に従うこと。
- 3) 現地業務中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。
- 4) 宿舎については JICA の安全基準を満たす必要があるため、JICA パキスタン事務所の指定するホテルを利用すること（提出見積用の各種情報は別途指示する）。
- 5) カラチ市内で活動を行う際は、以下の安全対策措置を講じることになっているため、必要経費を別に見積ること。
  - ① セキュリティ会社からの武装警護を雇用し、車輛に同乗させる。
  - ② 使用する車輛は全てランドクルーザー・タイプのものとする。
- 6) 現地の治安状況は流動的であり、安全管理上の理由から、渡航制限等を行われることがある。急な変更が生じる場合は、JICA 南アジア部と相談のうえ、現地調査期間の調整を行うこと。
- 7) 業務従事者は、各現地業務に先立ち、外務省海外旅行登録「たびレジ」に渡航情報を登録すること（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）。「たびレジ」登録は、共同企業体及び補強で参加している者も同様に必須とする。

### (6) 地図の扱い

近隣国間での領有権主張への配慮から、報告書・成果品等では、極力パキスタン国全体を示す地図は用いず、関係する地域に限定した地図を作成して使用する。国全体の地図を使用する必要がある場合には、JICA南アジア部と協議の上、以下のいずれかの対応とする。報告書、成果品に限らず、パワーポイント資料等、本業務で使用する全ての文書において同様の対応とする。

- 1) 国連地図 を複製使用する。国連地図であることを明記し、国連の地図使用ガイドライン に沿って使用承諾を得た上で使用する。
- 2) 国連地図に加工を加えて使用する。国連名称及び地図番号を削除し、データ参照元が国連であること、及び当該加工はJICAによるものであるとの注意書きを加

える。

- 3) 主張に相違のある地域（カシミール地域）の国境線と実効支配線を全て点線表示した地図を使用する。配色等でどの国の領土であるかが示されないように留意する。
- 4) 主張に相違のある地域（カシミール地域）の国境線及び実効支配線を点線表示された地図を使用する。配色等でどの国の領土であるかが示されないよう留意する。
- 5) 上記2)～4)のいずれの場合においても、領土、国境等に関するJICAとしての公的な見解を示すものではないとの注意書きを加える。
- 6) 上記3)、4)に該当する白地図データの配布を希望する場合は、発注者（南アジア部）に依頼する。

### 3. プロポーザル作成上の条件

#### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称する。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称する。補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認める。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とする。なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名すること。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名すること。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めない。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げない。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式なし。）を取り付け、プロポーザルに添付すること。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印する。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めない。

#### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途とする。なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述すること。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付すること。

### 4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation\\_qcbs.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - (ア) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - (イ) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - (ウ) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり。  
東京⇒バンコク⇒イスラマバード/ラホール/カラチ（タイ国際航空）  
なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。
- (4) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。

## 6. その他留意事項

- (1) 紛争影響国・地域における報酬額の加算  
本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」（2019年4月）の「表4：紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。
- (2) 調整宿泊料単価（17,300円）の適用は、なくなりました。

## 7. 参考資料等

### (1) 公開資料

#### (一般)

第2章「1. 調査の背景」ページ参照のこと

(JICA図書館より)

- JICA (2011) パキスタン・イスラム共和国 自動車産業振興政策策定プロジェクト報告書(要約), Japan International Cooperation Agency, <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12287728.pdf>
- JICA (2013) パキスタン・イスラム共和国 自動車部品製造業技術移転プロジェクト詳細計画策定調査報告書 Japan International Cooperation Agency, <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000021937.html>

- JICA (2015) メキシコ合衆国 自動車産業基盤強化プロジェクト事業完了報告書 , Japan International Cooperation Agency,  
[https://staffopac.jica.go.jp/images/report/12247524\\_01.pdf](https://staffopac.jica.go.jp/images/report/12247524_01.pdf)  
[https://staffopac.jica.go.jp/images/report/12247524\\_02.pdf](https://staffopac.jica.go.jp/images/report/12247524_02.pdf)
  
- JICA (2017) ベトナム国 自動車部品産業情報収集・確認調査ファイナルレポート , Japan International Cooperation Agency,  
<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/12292710.pdf>

(2) 配布資料  
ありません。

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	(50.00)	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	(50.00)	
	<b>業務主任者 のみ</b>	<b>業務管理 グループ</b>
①. 業務主任者の経験・能力：産業政策	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	9.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②. 副業務主任者の経験・能力		(13.00)
ア) 類似業務の経験		5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1.00
ウ) 語学力		2.00
エ) 業務主任者等としての経験		3.00
オ) その他学位、資格等		2.00
③. 業務管理体制、プレゼンテーション	-	(8.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	
イ) 業務管理体制	-	8.00
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：自動車部品産業</b>	(16.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	9.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	2.00
ウ) 語学力	3.00	3.00
エ) その他学位、資格等	2.00	2.00
	-	

## 第4章 契約書（案）

### 業務実施契約書（案）

- |   |      |                                |
|---|------|--------------------------------|
| 1 | 業務名称 | 案件名                            |
| 2 | 対象国名 | 国名（地域名）                        |
| 3 | 履行期間 | 2000年00月00日から<br>2000年00月00日まで |
| 4 | 契約金額 | 円<br>(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)      |

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

#### （契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「契約約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- (5) 附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

#### （監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : 南アジア部 南アジア第二課の課長
- (2) 分任監督職員 : なし

#### （契約の分割）

第○条 発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、附属書Ⅱ「特記仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第○期に係る業務であることを確認する。

- (1) 第○期 : 00年0月～00年0月
- (2) 第○期 : 00年0月～00年0月
- (3) 第○期 : 00年0月～00年0月

2 発注者及び受注者は、附属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている業務のうち、第○期及び第○期に係る業務について、本契約履行後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結するものとする。

#### （契約約款の変更）

第○条 本契約においては、契約約款のうち、次に掲げる条項については、契約約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算  
第5項第1号を削除する。

(共通仕様書の変更)

第●条 本契約においては、附属書I「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン

「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2018年5月)」を削除し、「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS対応新方式)(2019年4月)」を挿入する。

- (2) 第27条 航空賃の取扱い  
本条を削除する。

**【オプション】**

(部分払)

第○条 業務実施契約約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第○次中間報告書の作成  
(中間成果品：第○次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成  
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25  
独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

## 業務実施契約約款

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「契約約款」をご参照下さい。  
[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan\\_201808.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan_201808.pdf)

---

### [附属書 I ]

#### 共通仕様書

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「附属書 I（共通仕様書）」をご参照下さい。  
[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/ku57pq00001mp316-att/attach01\\_201805.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/attach01_201805.pdf)
-